

議案第 79 号

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部改正について

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）2月13日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成20年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号才及びカを削り、同項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第13号までを2号ずつ繰り上げる。

第27条第3号を削る。

第31条中「、同項第2号才に該当するもの及び同号カに該当するもの」を削る。

第52条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第52条の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の許可を受けた、この条例による改正前の藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例第2条第1項第8号に規定する宅地造成工事については、同条例第15条から第30条まで、第33条及び第47条から第50条までの規

定は、なおその効力を有する。

3 第52条の改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(藤沢市中高層建築物等の建築に係る紛争の調整に関する条例の一部改正)

4 藤沢市中高層建築物等の建築に係る紛争の調整に関する条例（平成12年藤沢市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第8号」に、「第11号」を「第9号」に改める。

提案理由

この条例を提出したのは、宅地造成等規制法の一部が改正され、宅地造成工事の許可申請の前に周辺の地域住民に対し工事内容を周知することが新たに義務付けられたことに伴う所要の改正をし、並びに刑法の一部が改正されたことにより、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴う規定の整備をする必要による。